

## 仕様書

- 1 物品名 プロパンガス
- 2 規格・品質 い号（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律における規格）
- 3 納入場所 ① 沖縄県立中部病院 プロパンボンベ室（うるま市字宮里281番地）  
② 沖縄県立中部病院 おひさま保育園（うるま市字宮里208番地2）
- 4 契約期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
- 5 入札に当たっての留意事項
  - (1) 入札金額は、仕様書に記載した予定数量に項目毎の単価を乗じた総額を記入すること（消費税抜）。
  - (2) 入札者は、業務履行に要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。
- 6 供給設備及び消費設備の管理方法
  - (1) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び高圧ガス保安法等関係法令（以下「関係法令」という。）に基づき安全で安定したプロパンガスの供給とプロパンガスによる災害の発生を未然に防ぐ体制を確保できること。
  - (2) プロパンガスによる災害の発生に対応するため、24時間の緊急出動体制を確保できること。
  - (3) 関係法令に基づく安全対策の他に次に掲げる事項が実施できること。これに要する費用はLPガス供給事業者（受注者）の負担とする。
    - イ 供給開始時及び毎月1回以上貯蔵施設からガスメーターまで目視、その他必要な点検を行い、結果を病院に報告すること。
    - ロ 供給開始時及び1年に1回以上、バルブ、集合装置、気化装置、供給管及び病院が必要と認める箇所の気密漏洩試験を実施し、結果を病院に報告すること。
    - ハ 供給開始時及び1年に1回以上、病院内の供給先のゴム配管の点検及びガス器具の目視、その他必要な点検を行い、安全教育を行うとともに結果を病院に報告すること。
    - ニ 病院から要請があったときは、病院が実施する防災訓練に参加し、プロパンガスについて安全教育を行うこと。
  - (4) 病院におけるプロパンガス供給業務責任者を正副2名報告すること。プロパンガス供給業務責任者に変更があった場合も同様とする。
  - (5) 入札等の結果、LPガス供給事業者が変わることとなったときは、変更前のLPガス供給事業者が所有するLPガス供給設備の取扱い（撤去・新設・譲渡等）について、新旧LPガス供給業者間で協議の上決定し、病院の継続的なガス使用に支障が生じることのないよう遅滞なく供給設備体制を整えること。

### 7 予定数量及び供給場所

	県立中部病院	おひさま保育園
予定数量(年間)	令和8から10年度各年度7,000m <sup>3</sup>	令和8から10年度各年度50 m <sup>3</sup>
供給場所	①病院敷地内 プロパンガスボンベ室 (厨房分)	①おひさま保育園敷地内 (保育園分)

- (1) 常に安全かつ安定した供給体制を確保すること。
- (2) 予定数量であり、購入を保証するものではない。
- (3) 検針及び納入にあたっては、病院又は病院から指示を受けた者の立会の下、納入を行うこと。

#### 8 物価等の変動に基づく契約単価等の変更

発注者又は受注者は、契約期間内において、物価等の著しい変動その他経済事情により、契約単価が著しく不相当であると認められるに至ったときは、発注者受注者協議の上、契約単価を変更することができる。

#### 9 その他

- (1) 病院敷地内を車両通行する場合は、徐行運転し、事故等のないよう十分注意すること。
- (2) 県の基幹医療機関であることを踏まえ、災害発生時に優先的に納入すること